

G7 サミットに向けた開発協力分野のジェンダー政策に係る要望書

フェミニスト外交政策¹は、2014 年にスウェーデンが採択して以来、G7 のカナダ、フランス、ドイツを含む 12 カ国が同様の政策を策定または宣言しており、世界的潮流となりつつあります。2022 年の G7 ドイツ首脳宣言でも、持続可能な開発の分野で「フェミニスト開発・外交・貿易政策」の一文が入り、ジェンダー平等に貢献する ODA 二国間援助の割合を増加することが宣言されました。今年の G7 サミットの議長国である日本は、G7 メンバーとしてこのフェミニスト外交政策について導入の検討を始める必要があると考えます。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン（東京都世田谷区、理事長 池上清子）は、日本政府に対し、既存の開発協力政策にフェミニスト外交政策の要素を少しでも取り入れた内容へと改善するために、以下を要望いたします。

「開発協力大綱」について

1. ジェンダー平等を優先課題とすること

現行の「開発協力大綱」には、「女性の参画推進」「男女平等」という言葉のみで、「ジェンダー平等」や「ジェンダー主流化」への言及がありません。フェミニスト外交政策を策定している国々では、ジェンダー平等を開発協力政策の分野横断的な課題であると同時に、優先課題として扱っています。開発協力大綱において、ジェンダー分析とその分析に基づいた対応を行う、ジェンダー主流化について明記するとともに、ジェンダー平等を優先課題とすることを求めます。

「女性の活躍推進のための開発戦略」（以下、開発戦略）について

2. フェミニスト外交政策において重要な要素である人権に基づくアプローチと交差性アプローチ²を取り入れること

人権に基づくアプローチでは、経済成長のための「女性活躍」ではなく、個々の権利実現のためのジェンダー平等を目指すべきです。ジェンダーだけでなく、年齢、セクシュアリティ、人種、民族、障害の有無などによる複合差別や排除を留意し、包摂する交差性（インターセクショナルリティ）の視点を取り入れる必要があります。具体的には、女性支援だけでなく、LGBTQ+ の人々や障害のある女性の支援や、市民社会組織（CSO）とのパートナーシップを強化してください。

3. ODA 二国間援助におけるジェンダー平等に資する案件、とりわけジェンダー平等が主目的な案件や CSO を通した案件比率を増加させる目標を設定すること

ジェンダー平等実現や社会変革のためには、ジェンダー平等を主目的とした案件（Principal）や CSO との連携が不可欠です。日本は Principal 案件の比率が OECD-DAC で最下位レベルであり、過去 10 年間改善も見られません。そのため、5 年以内に Principal 案件比率を現行の 1% から DAC 平均の 4%³以上に、ジェンダー平等に資する案件（Significant）を現行の 52% から 75% 以上とすることを求めます。CSO を通した活動も DAC メンバーで最下位レベルの 2%⁴から DAC 平均の 15% 以上とし、現地 CSO、特に女性権利／フェミニスト団体やユース団体の直接支援も含めた CSO を通したジェンダー案件を増加することを求めます。

¹フェミニスト外交政策は比較的新しい潮流で、国際的に合意された定義はないが、概ね共通して言えるのが、外交、安全保障、貿易、開発など全ての対外分野において、包括的に人権や交差性の視点を基盤とし、ジェンダー平等を促進する変革的アプローチを採用している。

²ジェンダー、セクシュアリティ、人種、民族、階級、障害の有無などの属性がどのように互いに交差（intersect）し、差別や抑圧が生まれるのかを分析する視点。

³OECD Development finance for gender equality and women's empowerment, (2020-2021 年の平均値)

⁴OECD(2022), Aid for Civil Society Organisations, (2019-2020 年の平均値)

4. 優先分野を絞り込み、女性・平和・安全保障（WPS）の実施強化を追加すること

現行の開発戦略は、3つのテーマに沿った重点課題が15もあるため、優先課題を絞り込む必要があります。多くのフェミニスト外交政策で中核的または重点課題として扱われているWPSを重点課題と明言することを求めます。また、ODA案件でどの部分がWPSの実施に該当しているのかを明確にして、資金の増加とともに認知拡大のための啓発活動や開発、人道、平和構築との連携も強化するようにしてください。さらに日本のODAは、著しくインフラ分野に傾いているため、WPS以外に女子教育や性と生殖に関する健康と権利（SRHR）、女の子・女性のリーダーシップといった分野に対し優先的に資金を拠出してください。

5. 外務省における組織のジェンダー平等を推進すること

現行の開発戦略では、「事業及び組織におけるより一層のジェンダーの主流化」が掲げられていますが、具体的に言及されているのは、ジェンダー担当官を通じたODAのジェンダー平等意識促進のみであり、政策の実施省庁の組織におけるジェンダー平等推進の行動計画は含まれていません。具体的に、管理職のジェンダーバランスや男女賃金格差、ジェンダー平等推進のための研修実施、ジェンダー担当官を始めとする人員・リソースの強化を開発戦略に明記することを求めます。特に、日本政府が「第5次男女共同参画基本計画」で掲げた目標に合わせて、2030年までに外務省の課長相当職の管理職の女性比を現行の8.4%⁵から30%以上、大使の女性比を現行の2.5%⁶から30%以上に達成することを求めます。

6. 行動計画の策定によるアカウンタビリティ枠組みを設定すること

現行の開発戦略には、具体的な目標や指標を示す行動計画がないため、アカウンタビリティの枠組みが欠如していることは、2019～2020年に実施された第三者評価⁷でも指摘されています。目標、定量・定性的指標、達成期限が明確に設定された行動計画を策定し、行動計画に沿った年次報告と終了時の第三者評価を行う成果重視型マネジメントの実施を求めます。

7. 政策名を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための開発戦略」へ変更すること

「女性の活躍」という用語は限定的で開発戦略の中身を広く反映できておらず、ジェンダーは女性だけの問題という印象を与えてしまうことを、私たちは危惧します。そこで、SDGsの表記と合わせて、政策名を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」とすることを求めます。

8. グローバルサウスを含むCSOへのコンサルテーションを行うこと

フェミニスト外交政策の策定においては、CSO、特に女性権利／フェミニスト団体との協働や参加型策定が重要視されています。日本国内だけでなくグローバルサウスのCSO（特に女性権利・フェミニスト団体、ユース、LGBTQ+や障害当事者団体）とコンサルテーションを行い、広く一般市民からもパブリックコメントを通じた意見収集を行うことを求めます。

要望書に関するお問い合わせ先： 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
アドボカシーグループ
〒154-8545 東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22-11F TEL 090-1531-9802
E-mail: advocacy@plan-international.jp

⁵ 内閣府令和3年度「各府省等の女性活躍状況及び女性活躍推進法の施行状況について」

⁶ Anwar Gargash Diplomatic Academy(2022), *Women in Diplomacy Index 2022*

⁷ 外務省令和2年度「女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価(第三者評価)報告書」

賛同団体（五十音順）計 23 団体

アイ・シー・ネット株式会社

Alliance YouToo

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク

公益財団法人国際開発救援財団（FIDR）

国際女性の地位協会

持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム 事務局

世界女性会議岡山連絡会

特定非営利活動法人アフリカ日本協議会

特定非営利活動法人ウィメンズアイ

特定非営利活動法人開発教育協会（DEAR）

公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）

JAWW（日本女性監視機構）

特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

特定非営利活動法人 CWS Japan

公益財団法人ジョイセフ

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャポン

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

賛同個人（五十音順）計 8 人

小川 佳子

織田 由紀子

尾立 素子

小林 花

時實 達枝

福田 和子

本間 まり子

横田 文子